

## 市民提案型まちづくり事業の見直しについて

### 【現行制度の状況】

#### 概要

#### 1) 市民活動推進補助金

対象団体 市内で活動する市民活動団体等(ただし市から当該団体の運営に関する補助を受けている団体を除く)

限度額 補助対象経費の2分の1以内で、上限10万円(H21は休止)

#### (課題)

- ・運営費補助ではなく、事業費補助であるにもかかわらず、補助率が低く、事業費の半分を団体が負担しなければいけないので、ハードルが高い。
- ・単年度事業に対する助成のため、単発のイベント等に偏りがち。
- ・区・町内会などは申請ができない。

#### 2) 市民提案型事業委託コース

対象団体 市内で活動する市民活動団体等(例：NPO、ボランティア団体、区・町内会、等)

限度額 1事業あたり最高15万円(H21 予算総額45万円)

#### (課題)

- ・制度の趣旨は、行政が取り組めていない公共的サービスを市民活動団体から提案いただき、市の委託事業として実施するというものだが、提案事業の多くは、自分たちが取り組もうとしている活動を応援してほしいという趣旨の提案である。
- ・備品購入などのニーズに応えられない。

### 【財政支援制度の2種類のねらい】

- 1 市民活動の裾野を広げるための支援  
市民活動を活発にし、団体を元気にしていく。
- 2 市民との協働で、新たな公共サービスを提供していくための支援  
市が取り組めていない公共サービスを、市民から提案いただき、協働で実現していくための制度。市民の側からの事業提案を可能とする仕組みづくり。

## (仮称)市民提案型まちづくり事業交付金(案)

### (趣旨)

地域の課題を解決するため、NPO、ボランティア団体、区・町内会などの市民活動団体が企画実施するアイデア事業をコンペ形式により競い、採用された団体に交付金を交付する。もって市民活動団体全体の底上げと活性化を目指す。

現制度(市民活動推進補助金及び市民提案型まちづくり事業)の発展的制度。

### (対象団体)

まちづくり活動に取り組む市民活動団体(市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人(NPO 法人)、各種実行委員会等)や地域コミュニティ団体(子ども会、町内会、PTA 等)

(案1) 1コースのみ

対象事業 地域の課題を解決する公益的な事業

交付金額 1団体 上限15万円

(案2) 初期型活動と展開型活動の2コース

初期型活動

対象事業 まちづくり活動を開始して概ね3年以内の団体の継続的な事業

交付条件 1団体につき 1回まで助成可能

交付金額 1団体 10万円以内

展開型活動

対象事業

市内で3年以上継続してまちづくり活動を行っている団体の事業を発展させることを目的とした事業で次に掲げるもの。

事業を拡大させるもの

事業を新規展開させるもの

交付条件 1事業につき1回限り助成可能

交付金額 1団体30万円以内

(ただし、交付対象経費の %以内)

## (仮称)協働事業提案制度(案)

まちづくり活動に取り組む団体から、市と協働で実施する事業の提案を受けることを目的に実施するもの。制度を通して、行政と市民の双方がそれぞれの役割と責任を理解し合いながら、地域の抱える課題を共有し、協働で解決するための環境を整備する。

### 提案できる団体

まちづくり活動に取り組む市民活動団体（市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、各種実行委員会等）や地域コミュニティ団体（子ども会、町内会、PTA 等）

### 提案時期

随時

### 提案できる事業

市が抱えている課題解決や市のまちづくりのために、市民と行政が協働することで、相乗効果が期待できる事業

## 提案できる事業の形態

市との共催、事業協力等とし、原則、市からの予算を伴わないもの。協働して事業を実施する際の役割分担を明確にし、提案すること。

## 事業協力

事業実施者と市との間で、役割分担、双方の責任の範囲、経費負担、事業期間などを定めた「協定」を結ぶなど協力して、一定期間、継続的に事業を実施する方法。

## 審査方法

- ・事業内容については、関係者との協議を経て、協働事業推進委員会で審査される。
- ・予算の伴うものは、担当部署で予算化を検討する。